

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年5月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第22号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)